

認証評価機関が行う自己点検・評価報告書

2024(令和 6)年 9 月

一般社団法人 日本技術者教育認定機構

目次

| | |
|----------------------------|----|
| I. 沿革・現況 | 2 |
| II. 自己点検 | |
| 1. 評価基準 | 6 |
| 2. 評価方法 | 7 |
| 3. 認証評価の実施状況 | 11 |
| 4. JABEE 組織及び運営の状況 | 13 |
| 5. おわりに | 18 |
| 別紙 1 産業技術系専門職大学院基準 | 19 |
| 別紙 2 産業技術系専門職大学院認証評価に関する規程 | 24 |

I. 沿革・現況

1. 一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）設立の経緯

(1) JABEE 設立の経緯と認定審査・認証評価

今日の社会では、科学技術によって生み出された膨大な種類の人工物が人々の豊かな生活を支えている。これらの人工物の多くは、作り方や利用方法を一歩間違えれば、人々の安全を脅かしかねない危険をはらんでいる。このことは、それらの人工物を生み出す技術者が、高い専門能力とともに優れた倫理観を持ち合わせなければならないことを意味している。したがって、そのような技術者を育成する教育が社会にとっていかに大事なものかは論を待たない。欧米では第二次世界大戦以前から、技術者を育成する「技術者教育プログラム」(主に学科)を第三者が評価し、評価基準を満たしているプログラムを認定するということを行ってきた。これは、単に教育を評価するのが目的ではなく、専門職能団体(技術士会が一例)が自分たちの後継者をきちんと教育できるプログラムを認定することが目的であったため、技術者教育プログラムを修了しないとその専門職能に就けない(資格が得られない)のが普通である。また、20世紀後半からのグローバル化の急速な進展に伴い、物資の輸出入の障壁の軽減や製品企画の共通化が進み、1995年にはWTO(世界貿易機関:World Trade Organization)が設立されて貿易に関連する様々な国際ルールを定めた。その中で、モノだけでなくサービス業務の障壁も対象になり、専門職の国際的な移動の促進が提言された。一方わが国ではバブル崩壊前後から、学術会議や一部の識者の間で、それまで世界一と自認していた工学系の教育がガラパゴス化して将来の競争力が低下するという危惧が共有されるようになった。そして、技術者を育成する高等教育も世界に取り残されないように、技術者教育の認定制度を設置する提言がなされた。

世界では1989年に、米英など6カ国によって、技術者教育の質保証の同等性を相互承認する国際協定(ワシントン協定)が締結された。これら6カ国はそれぞれ技術者教育の認定制度を持っていたが(米国では1932年に発足)、各国の認定制度が教育の質を保証するという点で実質的に同等であることを認め合い、各国の技術者教育の質向上のバネとすることを目的にしている。技術者教育の立ち遅れを心配したわが国の団体や有識者は、認定制度を早急に立上げてワシントン協定に加盟することを決定し、これに関係省庁、経済団体および主要な学協会が賛同して1999年にJABEEを設立し、2001年度から認定を開始した。そして、当初の目標を達成して2005年にアジアおよび非英語圏国として初めてワシントン協定への加盟を果たした。なお、ワシントン協定の創設6カ国内の内5カ国は、前記の専門職能団体(我が国の技術士会に相当)が認定を行っているが、米国のABETはJABEEと同様に学会をベースにした認定団体で、JABEEはシステム構築に際してABETの協力を得た。JABEEの加盟が端緒となってその後アジアの主要国ほとんどがワシントン協定に加盟した。そして、将来の技術者の国際的流動性を見据えて技術者教育の質向上のために切磋琢磨する動きが急速に広まっている。

国立高等専門学校機構（以下、高専機構）は高専本科に対するモデルコアカリキュラムの設定と、それに基づいて各高専本科が実施する教育内容を外部評価機関が評価し、質保証する仕組み（国立高専教育国際標準：KIS）を構築し 2022 年度より運用を開始した。この仕組みに対して、当機構ではその評価が高等教育の専門分野別第三者評価として適切であることを確認して認証を行うとともに、当機構が実施するプログラム審査（本科 4、5 年及び専攻科で構成）における評価結果を活用し、受審プログラムの負担軽減を行うことも目的としている。

また、当機構は 2010 年 3 月末に文部科学大臣から、情報、創造技術、組込み技術、原子力の各分野の産業技術系専門職大学院の認証評価機関として認証され、2010 年度から認証評価を開始した。以降現在まで、4 教育機関、5 専攻の認証評価を実施し、2010～2014 年度で第 1 期、2015～2019 年度で第 2 期を完了し、2020～2024 年度で第 3 期を完了する。

なお、2020 年度に 1 教育機関での 2 専攻から 1 専攻への組織改編により、従来の 4 教育機関 5 専攻から現状は 4 教育機関、4 専攻となっている。

2. 一般社団法人日本技術者教育認定機構の現況（令和6（2024）年9月現在）

（1）名称等

- ・名称：一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）
- ・代表者：会長 岸本 喜久雄
- ・住所：〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館4階
- ・ウェブサイト：<https://jabee.org>

（2）役員等

当機構における理事及び監事の構成は、次のとおりである。

理事：30 名（代表理事3名を含む。） 監事：2名

（3）職員数

当機構における事務局職員数は、10名である。

（4）組織図

当機構の組織図は、以下のとおりである。

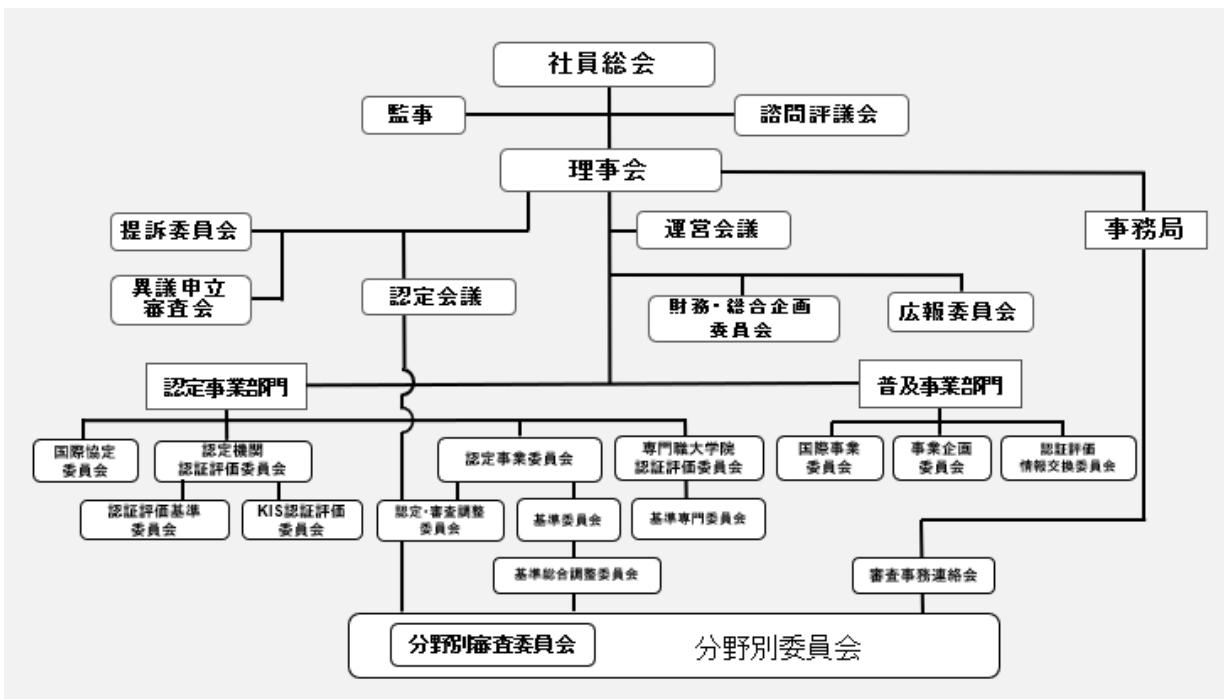


図 I-1 JABEE組織図

(5) JABEEの認定プログラム数および専門職大学院認証評価の専攻数

2001年度に認定開始後、大学・大学院・高専の新規認定プログラムの累計は、海外のプログラムを除き174教育機関の526プログラムとなった。この内99(57%)の教育機関では複数プログラムが認定されている。また、認定プログラムの修了生は約36万人に達している。

一方、産業技術系専門職大学院の認証評価については2010年度に評価を開始後、2020年度に1教育機関での2専攻から1専攻への組織改編により、従来の4教育機関5専攻から現在は4教育機関、4専攻となっている。

〈参考〉

2023年度末の教育機関種別認定プログラム数および認証専攻数は、それぞれ次に示す表 I-1 および表 I-2 の通りである。

＜表 I-1 教育機関種別認定プログラム数[学士、修士]＞

2001-2022累計及び2022年度時点(カッコ内) [海外のプログラムは除く]

| 教育機関種類 | 教育機関数 | プログラム数 |
|-------------|--------|----------|
| 国立大学 | 54(47) | 245(123) |
| 公立大学 | 10(5) | 24(6) |
| 私立大学 | 56(46) | 169(115) |
| 高等専門学校(専攻科) | 53(29) | 87(41) |

| | | |
|------|----------|----------|
| 大学校 | 1(1) | 1(1) |
| <合計> | 174(128) | 526(286) |

認定プログラム数累計、ただし () 内は2022年度時点の認定プログラム数

<表 I - 2 専門職大学院 認証評価専攻数>

2010-2023累計及び2023年度時点(カッコ内)

| 教育機関種類 | 教育機関数 | 専攻数 |
|-------------|-------|------|
| 産業技術系専門職大学院 | 4(4) | 5(4) |

認証専攻数累計、ただし () 内は2023年度時点の認証専攻数

II. 自己点検

1. 産業技術系専門職大学院認証評価基準

評価基準は、学校教育法第 109 条に規定する大学評価基準として策定されたものであり、産業技術系専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、8 個の基準と 50 個の評価項目で構成される。
(P.19~P.23 別紙 1 参照)

8 個の基準は、「基準 1. 使命・目的および学習・教育目標の設定と公開」「基準 2. 学生受け入れ方法」「基準 3. 教育方法」「基準 4. 教育組織」「基準 5. 教育環境」「基準 6. 学習・教育目標の達成」「基準 7. 教育改善」「基準 8. 特色ある教育研究活動」となっている。

【基準 1】

基準 1(1)は、専攻の使命・目的の設定・公開に関するものである。

基準 1(2)は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー、以下「DP」とする）の策定と公開に関するものである。

基準 1(3)は、高度な専門職業人の育成を目的として専攻が設定する学習・教育目標について定めている。

基準 1(4)は、研究科等の名称に関するものである。

【基準 2】

基準 2 は、学生の受け入れ方法に関するものである。学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生（原則として学士の学位を持つもの）を入学（編入学・転入学を含む）させるため、AP（アドミッション・ポリシー、以下「AP」とする）を明確にし、それを学内外に公開し、さらに、選抜の方法等に適切に反映していることを求めている。

【基準 3】

基準 3 は、CP（カリキュラム・ポリシー、以下「CP」とする）の策定と公開、CP と DP の一貫性、カリキュラムの設計と開示、科目のシラバス、学生自身による学習・教育目標の達成度の点検等に関するものである。また教育方法に関わる法令による評価項目を定めている。

【基準 4】

基準 4 は、専攻の教育組織に関する評価基準である。教員組織編制の基本方針と、十分な数の教員、教育支援体制、ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」とする）、スタッフ・ディベロップメント（以下、「SD」とする）、教員評価などが審査される。

【基準 5】

基準 5 は、専攻の教育環境に関するものである。施設、設備、財源、学生への支援の仕組み等が審査される。

【基準 6】

基準 6 は、専攻の学習・教育目標の達成に関する評価基準である。専攻には、修了生が専攻の設定した学習・教育目標を達成していることを、修了判定資料等の根拠資料を提示して示すことが求められる。

【基準 7】

基準 7 は、専攻の教育改善に関する評価基準である。教育システムに対する点検・評価システムと、それによる継続的な改善活動が審査される。

【基準 8】

基準 8 は、教育研究に関する特色ある取り組みに関する評価基準である。

2. 評価方法

(1) 実施体制

認証評価を行うに当たり、専攻ごとに評価員による評価チームを編成している。各評価チームは、3名から5名の評価員で構成する。原則として、評価員のうち2名は、当該専攻分野の大学院における教育経験を有する者とし、このうち1名以上は当該専攻分野の専門職大学院の専任教員とする。評価員のうち1名は当該専攻分野の実務経験を有する者とする。

当該年度に評価を担当する評価員を対象に、受審専攻からの自己評価書が提出されたのちに、評価員研修会を実施し、円滑な評価活動を推進するための情報共有を進めている。

認証評価の事務局体制として、受審専攻の JABEE 対応責任者との各種調整を図る職員を1名、配置している。

認証評価は、専攻が認証評価基準を満たしているか否かについて評価を通じて判定し、その結果に基づいて行なわれる。当機構は、認証評価を申請した専攻について、認証評価基準に基づいて評価を行なう。また、すべての認証評価基準において「欠陥」と判定された項目のない専攻を適格認定する。

評価チームは、専攻より提出された自己評価書の内容を調べ、実地調査を行ないその根拠となるものを検証し、その専攻が認証評価基準を満たしているか否かを評価する。評価チームによる評価結果は、認証評価委員会での審議を経て、理事会が認証評価結果として決定する。認証評価の最終責任は、理事会にある。専攻には、認証評価のプロセスにおいて、意見申立、異議申立の機会がある。

<課題と対応状況>

- ・評価チームの編成にあたっては専門職大学院認証評価委員会委員、基準専門委員会委員を中心とし、受審専攻の専門性、地域性等を考慮して評価員を選定しているが、近年、委員の高齢化が進んできており、若手の評価員候補者が減少している。今後の認証評価活動の活性化のためにも委員、評価員の若返りが望ましく、世代交代を進めたい。また、2018年度に創設された JABEE フェロー制度におけるフェロー認定者にも、今後の認証評価活動への参画を促していく。

(2) 自己評価書の作成

自己評価書は、専攻が自己点検・自己評価を行ない、機構が定めた産業技術系専門職大学院基準を満たしていることを、書面調査と実地調査を行う機構の評価チームに説明する

ための重要な書類であり、根拠となる資料等(以下、根拠資料という)の整理・分析に基づき、分かりやすく記述することが求められる。

- ・自己評価書は、本文編と引用・裏付資料編とに分けて構成する。
- ・自己評価の説明にあたっては、適宜図表を用い、理解のしやすさに配慮する。

専攻が、他の外部評価に関わる自己点検・自己評価および認証評価等を実施している場合、引用・裏付資料として、それらの評価のための資料を適宜修正の上、使用することができる。

評価チームが自己評価書を読む際の予備知識を与え、内容の理解を助けるために、専攻の属する研究科や専門職大学院等の設置・改組の経緯、修了生の進路と育成する人材像、学習・教育目標の特徴、関連する他の教育課程・専攻等との関係、カリキュラム上の特徴等について概要を説明する。

専攻の認証評価の可否は、自己評価書の内容を調べ、実地調査でその根拠となるものを検証して、認証評価基準を満たしているかどうかを審査することにより判定される。特に、下記の4点を重視して行なわれるので、これらの点に留意して自己評価書を作成することが必要である。

- (1) 専攻が保証する修了生の知識・能力等としての適切な学習・教育目標が設定されているか。
- (2) 専攻は、自己評価書や学則、シラバス、パンフレット等に記載されているとおりに運営・実施されているか。
- (3) 専攻の修了生が、専攻の設定した学習・教育目標を達成していることを論理的に説明しているか。
- (4) 専攻に係わる教育の点検・評価システムが機能しているか。

<課題と対応状況>

- ・従来は、自己評価書は紙媒体と電子媒体の提出を求めていたが、第3期(2020年度～)からは電子媒体のみの提出に変更した。これにより、電子媒体資料の読みやすさを向上させ、評価の効率化を図っていく。
- ・他の質保証制度との連携を図るため、『自己評価書作成の手引き』に、専攻が他の外部評価に関わる自己点検・自己評価および認証評価を実施している場合、引用・裏付資料として、それらの評価のための資料を適宜修正の上、使用することが出来ることを明記している。

(3) 書面調査

評価チームは、自己評価書を書面調査し、結果を書面確認書にまとめ、専攻に提示する。書面調査にあたり、疑問点については、評価チーム主査がとりまとめて、専攻に質問する。その際、必要があれば、最小限の補足資料の提供を求める。

評価結果については下記の通りとする。

- S(優良)：認証評価基準に照らして、当該項目における専攻の取り組みが、特に

評価に値する。

- A (適合) : 当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準を満たしている。
- C (懸念) : 当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準を満たしているが、改善が望まれる。したがって、当該項目が認証評価基準への完全な適合を継続するためには、何らかの対処が望まれる。
- W (弱点) : 当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いが弱く、改善を必要とする。したがって、適合の度合いを強化する何らかの対処が必要となる。
- D (欠陥) : 当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準および対応する法令を満たしていない。したがって、当該専攻は、認証評価基準に適合していない。
- -(該当なし) : 当該項目で定められた条件に該当しないため評価の対象としない。

(4) 実地調査

実地調査では書面調査で確認できない内容について、面談、視察、資料点検等を通じて調査を行い、自己点検評価書の内容と実態が合致しているかどうかなどの確認を行う。実地調査は3巡目(2020年度以降)より評価チーム全員で受審専攻をオンラインで実施することとしており、当機構事務局も陪席している。なお、現地調査が必要な場合のみ訪問を行っている。

また、実地調査期間については、オンラインにおいても従来の訪問時と同様に2日間で実施し、受審専攻への負担を増加させない工夫をしている。なお、実地調査の日程については受審専攻のスケジュール、都合等を考慮して調整を行った後、確定する。

実地調査は主に資料・データの点検、各種面談、教育環境の視察で構成している。

資料・データの点検は、実地調査に向けてあらかじめ評価チームから受審専攻へ求めた資料やデータを確認するものである。

各種面談は「責任者との面談」「教職員との面談」「卒業生との面談」「在校生との面談」がある。

「責任者との面談」は、理事長、学長などとの面談であり、受審専攻全体の総括的な質問や運営方針等を中心に質疑応答を行う。

「教職員との面談」は書面調査での分析状況を踏まえて、教育研究活動および管理運営の状況についての質疑応答を行う。

「卒業生との面談」は受審専攻での教育が社会で生かされているか、OB・OGから見た受審専攻について質疑応答を行う。

「在校生との面談」は教育環境、教職員への要望等について質疑応答を行う。

教育環境の視察は受審校の案内のとも実際の講義、実習、演習の状況や図書館、教育研究施設などについて視察している。

(5) 報告書の作成

評価チームは、実地調査が終了すると評価チーム報告書を作成する。報告書は書面調査・実地調査の結果として、評価チームが作成し、認証評価委員会へ提出するものである。認証評価委員会は評価チーム報告書をもとに総合的に審議し、「認証評価報告書（案）」を作成して、受審専攻へ送付する。受審専攻は、「認証評価報告書（案）」を受領した日から2週間以内に、機構に対して、文書によって、「認証評価報告書（案）」に対する事実誤認および誤記等に関する意見申立を行うことができる。意見申立の採用もしくは不採用は、その理由とともに「「認証評価報告書（案）に関する意見申立に対する回答」として、申請専攻に速やかに伝えることとしている。「認証評価報告書（案）」において、産業技術系専門職大学院基準に適合しているとの認定を得られなかった申請専攻は、その結果について、「認証評価報告書（案）」を受領してから4週間以内に、当機構会長宛に文書によって異議申立を行うことができる。当機構は異議申立審査を行うために、理事会の下に異議申立審査会をおく。異議申立審査会委員長は、「異議申立に対する裁決（案）」を作成し、理事会に提出しなければならない。理事会は、「異議申立に対する裁決（案）」を尊重しつつこれを審議し、「異議申立に対する裁決」を決定する。理事会は認証評価の手続きが適正に行われたことを確認し、「認証評価報告書」を決定する。受審専攻が異議申立を行った場合、理事会は「異議申立に対する裁決」の決定後に「認証評価報告書」を決定する。

<課題と対応状況>

- 例年、評価結果『C』、『W』の項目について受審専攻より意見申立書が提出され、認証評価委員会と調整が行われた後、認証評価報告書（案）が理事会にて審議・決定される。
また、認証評価報告書（案）において『D』評価（不適合）となった場合、申請専攻はその結果について異議申立を行うことができる。異議申立が提出されたときには、当機構では「認証評価に関する規程」（P.28 別紙2 第5章参照）に基づき異議申立審査会を設置して審議を行い、最終的に理事で「異議申立に対する決済」を行う。
- 『5 文科高第2305号学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の公布』により、認証評価機関が定める評価基準に共通して定めなければならない事項として、①継続的な研究成果の創出のための環境整備に関する事項及び②学修成果の適切な把握及び評価に関する事項が追加された。②については、すでに当機構の評価基準に織り込み済みであるため、①について令和7年度より、この省令に適用するために認証評価における基準改正を行う。

(6) 評価結果の通知および公表

当機構は「認証評価報告書」を理事会によって決定し、文部科学大臣への報告については学校教育法第110条第4項に従い、文部科学大臣に報告している。その後、文書によって「認証評価報告書」を受審専攻に通知し、受審専攻の自己評価書（本文編）とともに当機構のウェブサイトに掲載する。

認証評価の過程において異議申立がなされた場合には、「異議申立に対する裁決」を「異議申立書」とともに機構のウェブサイトに掲載する。

(7) 改善報告のフォローアップ

適格認定を受けた申請専攻は、「認証評価報告書」を受け取ってから2年以内に、「弱点(W)」と判定された項目についての「改善報告書」を当機構会長宛に提出しなければならず、また「懸念(C)」と判定された項目についての「改善報告書」を当機構会長宛に提出することができる。認証評価委員会は、「改善報告書」を検討、審議し「改善報告書検討結果」を決定して、速やかにこれを受審専攻に通知し、当機構のウェブサイトに掲載する。

<課題と対応状況>

- ・第1期(2010年度～2014年度)と第2期(2015年度～2019年度)における全評価項目のW評価の数は次に示す表II-1の通りであり、認証評価の推進により着実にW評価の数が減っていることが分かる。今後、更なる教育の質向上に寄与していく。

<表II-1 認証評価第1期と第2期のW評価数の比較>

| 専攻名 | 第1期のW評価の数 | 第2期のW評価の数 | 第3期のW評価の数 |
|------|------------|------------|---------------------|
| A 専攻 | 5 (全47項目中) | 0 (全47項目中) | 0 (全50項目中) |
| B 専攻 | 4 (全47項目中) | 1 (全50項目中) | 【組織改編により 1専攻に統合】 |
| C 専攻 | 9 (全47項目中) | 1 (全50項目中) | 2 (全50項目中) |
| D 専攻 | 5 (全47項目) | 3 (全50項目中) | 2024年度評価推進中 |
| E 専攻 | 4 (全47項目) | 1 (全50項目中) | 2024年度評価推進中 |

3. 認証評価の実施状況

当機構は2010年度より認証評価を開始し、4教育機関、5専攻の認証評価を実施して来たが、2022年度より1教育機関において組織改編があり2専攻が1専攻となつたため、4教育機関、4専攻にて認証評価を実施している。

2010～2014年度で第1期、2015～2019年度で第2期を完了し、2020～2024年度で第3期を完了する。各年度の評価結果は、当機構のウェブサイトに公表している。
(<https://jabee.org/pgschool/result>)

これまでの認証評価実施状況(受審専攻と適格認定結果)は、次に示す表II-2の通りである。

<表 II-2 これまでの認証評価実施状況（受審専攻と適格認定結果）>

《第1期》

| 年度 | 受審専攻 | 適格認定結果 |
|---------|-----------------------|--------|
| 2010 年度 | 産業技術大学院大学 情報アーキテクチャ専攻 | 適合 |
| 2012 年度 | 産業技術大学院大学 創造技術専攻 | 適合 |
| 2013 年度 | 京都情報大学院大学 ウェブビジネス技術専攻 | 適合 |
| 2014 年度 | 東京大学大学院 原子力専攻 | 適合 |
| 2014 年度 | 神戸情報大学院大学 情報システム専攻 | 適合 |

《第2期》

| 年度 | 受審専攻 | 適格認定の可否 |
|---------|-----------------------|---------|
| 2015 年度 | 産業技術大学院大学 情報アーキテクチャ専攻 | 適合 |
| 2017 年度 | 産業技術大学院大学 創造技術専攻 | 適合 |
| 2018 年度 | 京都情報大学院大学 ウェブビジネス技術専攻 | 適合 |
| 2019 年度 | 東京大学大学院 原子力専攻 | 適合 |
| 2019 年度 | 神戸情報大学院大学 情報システム専攻 | 適合 |

《第3期》

| 年度 | 受審専攻 | 適格認定の可否 |
|---------|-----------------------|---------|
| 2020 年度 | 産業技術大学院大学 情報アーキテクチャ専攻 | 適合 |
| 2022 年度 | 産業技術大学院大学 産業技術専攻 | 適合 |
| 2023 年度 | 京都情報大学院大学 ウェブビジネス技術専攻 | 適合 |
| 2024 年度 | 東京大学大学院 原子力専攻 | 評価実施中 |
| 2024 年度 | 神戸情報大学院大学 情報システム専攻 | 評価実施中 |

<課題と対応状況>

- これまで受審専攻に対して、自己評価書の書式や内容、評価基準および評価方法等についての意見を求めるることは実施していなかった。前回行った自己点検における課題を踏まえ、第3期目から、受審専攻および評価員にアンケート調査を実施している。現在までのアンケート結果では、自己評価書の書式や内容等については特に問題ないと回答が大勢を占めている。
- 特に第3期目からは、新型コロナウィルス感染症への対応として、訪問調査は行わずオンラインによる評価を開始し、継続している。実際のオンライン実地調査では、面接はzoomのブレークアウトルーム機能の活用、資料閲覧は受審校の管理下にある Google Drive を活用した実地調査日に限定した閲覧、授業参観は LMS の当日限定アカウント付与による評価等々、様々な工夫により、予定通り行なうことができた。当初危惧していた閲覧資料等の対

応についても、受審専攻から期間限定の資料データベース閲覧のパスを配布してもらい各評価員が評価したり、PBL 等の受審専攻の Web 授業を閲覧する等により、効率的に評価ができたという意見もあった。

4. JABEE 組織及び運営の状況

当機構は定款の定める法人の目的及び事業を達成するために社員総会、理事会等の必要な組織を有しており、定款ほか組織運営規則、運営会議規程、認定会議規程、理事会運営規則等の諸規則に基づき適切に運営している。

(1) 社員総会、理事会、認定会議、運営会議、拡大運営会議、監査会

社員総会は、当機構の最高決議機関として法人の業務執行体制や業務運営方針を決定する。理事会は法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督を行っており、その権限は定款に定められている。また、理事及び監事の構成については定款に定められており、理事の定数は 20 名以上 32 名以内で 2024 年 9 月現在の理事は 30 名である。代表理事としては会長 1 名、副会長 2 名を置いている。監事の定数は 1 名以上 3 名以内で現在は 2 名である。また、上記以外に業務執行理事を 3 名置いて、各事業及び委員会を管理統制している。

理事の職務及び権限は定款に定められており、適切に運営している。監事の職務及び権限も定款に定められており、理事の職務の執行を監査するとともに監査報告書を作成している。

また、監事は理事会に出席し、必要に応じ意見を述べるとともに、報告等を適切に行って いる。理事の職務執行の監査を含む監事監査の実施についても、毎年 4 月に適切に行って いる。

(2) 委員会等

当機構の認証評価事業を円滑に運営するための組織として、理事会のもとに委員会等を置 いている。2024 年 9 月現在、委員会等の組織は図 I - 1 (P.4) の通りである。

理事会の下に専門職大学院認証評価委員会が設置されている。委員長は理事会が選任し、 10 名の委員をもって構成されている。認証評価委員会の基に基準専門委員会が置かれ、認証 評価委員会が委嘱した 7 名の委員をもって構成している。

(3) 事務局体制

当機構の事務局人員配置は 2024 年 9 月現在、10 名であり、専務理事 1 名、審査部 5 名、 管理業務部 3 名(うち経理担当 1 名)、国際部 1 名の体制となっている。なお、認証評価業務 については審査部長及び業務管理部長の 2 名が兼務して対応している。

(4) 財政等

<会計基準、規程>

当機構の会計処理は、「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」に準拠した会計処理規程に基づき、適切に行われている。

<JABEE 全体の収支状況>

当機構の平成 30(2018)年度から令和 5(2023)年度までにおける収支の推移は表 II-3 の通りである。

技術者教育プログラムの認定は 6 年間を一つのサイクルとした期間で行われるため、年度ごとに大きな収入差が生じているが、ほぼ毎年度 赤字になっている。このため平成 30(2018)年度から令和 5 (2023) 年度まで正味財産増減額は△28,746 千円の減少となっている。

おもな収入は、会費収入と審査料・維持料収入となっている。会費収入は、令和元年度をピークに 16,050 千円から令和 5 年度には 14,900 円まで減少している。さらに審査料収入は当該年度の受審校数に比例するため増減が激しく、令和元年度と令和 3 年度を比較すると約 3 倍の差が発生している。特に平成 25(2013)年度より認定を受けていた認定プログラムが辞退する状況が継続しているため認定事業収入の減少に歯止めが掛からず、この 5 年間では大幅な赤字を計上する年度が多くなり、数年後には事業継続が困難な状況となる。

<表 II-3 JABEE 全体の収入・支出の推移表>

(単位：千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 受取会費 | 15,900 | 16,050 | 15,900 | 15,800 | 15,500 | 14,900 |
| 受取認定審査料 | 67,932 | 26,428 | 50,270 | 87,967 | 74,750 | 66,262 |
| 受取認定維持料 | 31,320 | 34,780 | 26,950 | 26,840 | 25,520 | 24,090 |
| 認証評価手数料 | 3,780 | 7,560 | 3,850 | 0 | 3,850 | 3,850 |
| KIS認証評価料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13,200 | 13,200 |
| 受託事業収益 | 58,887 | 17,410 | 5,183 | 7,621 | 7,622 | 2,753 |
| 雑収益 | 1,630 | 1,132 | 1,610 | 180 | 1,086 | 148 |
| 経常収益計 | 179,449 | 103,360 | 103,763 | 138,408 | 141,528 | 125,203 |
| 事業費 | 143,669 | 90,578 | 87,064 | 113,699 | 105,005 | 96,752 |
| 管理費 | 27,711 | 25,218 | 30,873 | 26,632 | 34,332 | 29,959 |
| 計上費用計 | 171,409 | 115,796 | 117,937 | 140,331 | 139,337 | 126,711 |
| 当期計上増減額 | 8,040 | △12,436 | △14,174 | △1,924 | 2,190 | △1,508 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | 0 | △894 | 0 |
| 正味財産期末残高 | 166,161 | 153,725 | 139,551 | 137,627 | 138,923 | 137,415 |

専門職大学院認証評価に関する収入・支出について、前記表II-3から該当部分を区分けして抜粋してみると、次の表II-4のようになる。令和5(2023)年度は1専攻の認証評価を実施し、3,850千円の収入に対し、4,803千円の経費となっており経費削減施策を実施しても、1年に1専攻のみの認証評価では赤字となっている。一方、令和元(2019)年度は、7,560千円の収入に対し、経費の発生が5,845千円となっており、1年に2専攻の認証評価を実施する年度は黒字となっているものの、5年を1サイクル(令和元年度から令和5年度)とした累計では△6,454千円の大幅な赤字となっている。

<表II-4 専門職大学院認証評価に関する収入・支出の推移表> (単位:千円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 認証評価手数料 | 3,780 | 7,560 | 3,850 | 0 | 3,850 | 3,850 |
| 認証事業費 | 5,736 | 5,845 | 5,083 | 5,160 | 4,673 | 4,803 |
| 認証経常増減額 | △1,956 | 1,715 | △1,233 | △5,160 | △823 | △953 |

<表II-5 専門職大学院認証評価に専攻数の推移表>

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 専攻数 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 |

<認証評価としての課題と対応状況>

- 上記のように専門職大学院認証評価としては、1専攻のみの受審年度では赤字となり、認証評価事業の課題となっている。従来は、JABEE事業全体として認証評価事業の赤字分をカバーしてきたが、認定プログラムの減少、受託事業の完了にともない収入源がなくなってきたおり、固定費の削減だけでは認証事業の継続が厳しい。

前回(2019年度)の自己点検では受審専攻を増加させる等の対策を行うこととしたが、対象専攻の増加が見込まれないため、2025年度より認証評価手数料の値上げを予定している。

(5) 国際関係

当機構は、高等教育の質保証や評価に関わる国際的な協定等に加盟するとともに国際会議に適宜参加し、海外の高等教育の質保証の現状把握等を通じ認定審査機関、認証評価機関として国際的通用性を高める取り組みを行っている。

現在、加盟している協定等一覧(2024年9月現在)は次の通りである。

- ワシントン協定…1989年に設立された学士課程教育認定団体の国際的協定
(JABEEは2005年に加盟)
- ソウル協定………2008年に設立された情報系学士課程教育認定団体の国際的協定
(JABEEは設立メンバー)

- ・キャンベラ協定…2008年に設立された建築系教育認定団体の国際的協定

(JABEEは2019年に加盟)

<海外の質保証機関との交流>

また当機構は現在、下記の機関と交流・協力関係を構築しており、相互協力の覚書を交わしている。(【】内は覚書等締結の時期)

- ・ABET(米国)【2000年3月】
- ・Engineers Australia(オーストラリア)【2002年2月】
- ・韓国工学教育認証院 ABEEK(韓国)【2004年11月】
- ・IEET(台湾)【2005年12月】
- ・中国科学技術協会 CAST(中国)【2007年1月】
- ・The Institution of Engineers Indonesia PII (インドネシア) 【2018年11月】

(6) 広報

当機構の広報活動については、各年度の事業計画に沿って適切に行われている。広報委員会を設置し、企画の立案と推進による認知度の向上を活動目的としている。ウェブサイトの情報更新、JABEEの活動を理解してもらうための記事や用語の解説、最新のトピックスをSNSでの発信、学生や企業人にPRするためにインタビュー記事を入れたパンフレットの作成を実施している。また日本工学教育協会と共に「国際的に通用する技術者教育ワークショップシリーズ」として2012年度より開催し、2024年9月までに累計20回開催している。

(7) JABEE全体の自己評価

当機構は、その組織運営規則で定款に定める事業および認定機関として必要な事項について自ら点検・評価を行い、結果を公表し、さらに第三者による検証を求めるなどを定めている。この規則に従い2006年及び2013年度、2019年に会長をリーダーとする自己評価プロジェクトを編成し、実施した。自己点検・評価は基幹事業である学士課程の技術士教育プログラムの認定・審査について、原則6年毎に実施されており、次回は2025年度である。

自己点検・評価において、JABEE全体の活動成果と課題は次のように整理されている。

<成果>

(1) 認定事業の継続と社会への貢献

当機構は設立以来、認定・審査の活動を継続して実施してきた。わが国における教育認定制度に対する社会的理解が十分進んでいない中で、法的な拘束力を持たない任意の認定であるにもかかわらず、わが国唯一の技術者教育認定機関として500を超えるプログラムの認定を行った実績を持つ。この実績がわが国の他の分野における教育認定制度の立ち上げを間接的にサポートしたほか、機関別認証評価との連携を実現し、海外での認定団体設立への協力も可能とした。

(2) 規程類、認定基準及び審査関連文書の継続的整備と見直し

前回の自己評価で懸案事項となっていた提訴委員会に関する規程の制定を行ったほか、社会的状況の変化や関係法規の改正に対応して事務局に関連する規程類の制定と改定を行った。2019年度には審査に関わる受審側と審査側の双方の負担を軽減させることを主眼として、7年ぶりに認定基準及びその関連文書を改定した。

(3) 国際協定への対応と国際協力

ワシントン協定（エンジニアリング系）への加盟の後、2009年にソウル協定（情報専門系）に加盟し、2019年にはキャンベラ協定（建築設計・計画系）に加盟した。ワシントン協定では2012年と2017年に継続加盟審査を受け、高評価で加盟の継続が認められた。ソウル協定においても2016年に継続加盟審査を受け、問題なく加盟の継続が認められた。このように、JABEEは協定内でも古株のメンバーとなり、発言力も高まっている。さらに、インドネシアでの教育認定団体立ち上げ及びワシントン協定加盟への支援に対しては、JICAだけでなくワシントン協定内でも高く評価されている。

<今後の課題>

(1) 財務改善

新規認定プログラムの減少と認定継続を辞退するプログラムの増加により、2013年度以降、認定プログラム数は減少している。これにともなってJABEEの審査料、認定維持料収入は減少しており、このままの状況が続くと正味財産が不足し、JABEEの存続自体が危惧される。この財務の悪化に対しての根本的な解決のためには特に下記の(2)、(3)、(4)項の課題に重点的に取り組んでいく必要がある。

(2) 組織・運営体制の見直しと強化

財務状況を改善し、認定事業を継続していくためには、JABEE全体が一丸となって課題に取り組むための体制を整備する必要があり、2020年に将来計画の立案と広報活動を取りまとめる財務・総合企画委員会と広報委員会を新たに設置したほか、普及事業部門を設置して新規事業を含めた事業企画を担当するなど組織改編を行った。この体制を速やかに整えて活動を開始し、早期に事業改善を推進していく。

(3) JABEEの社会的認知度の向上

わが国の高等教育が世界から取り残されないようにして行くために、JABEEの認定が果たす役割は大きい。認定プログラムを増やすためにも認知度を高めることは最重要課題と言つてよい。

このためには、企業に対してJABEEの存在意義を説明し、積極的に企業との接触の機会を持つようとする。

(4) 社会環境に対応した認定制度の継続的見直し

わが国の教育行政や教育分野の社会状況を常にウォッチし、文理融合分野やIT関連プログラムの増加などの社会のメガトレンドに合致した認定の新たな枠組みを構築するなど、認定制度を継続的に見直して新たな認証を行えるように進めていく。

5. おわりに

今回、以上の通り弊機構全体の中での位置づけを踏まえて、産業技術系専門職大学院認証評価機関としての自己点検・評価を行ったが、その結果、成果とともにいくつかの課題が確認された。

各課題については、すでに改善に着手しているものもあれば、依然として検討段階にあるものや、直ちに対応することが難しいものもあるが、今後の認証評価活動を通じて順次対応していくこととする。

産業技術系専門職大学院基準

基準1 使命・目的および学習・教育目標の設定と公開

- (1) 専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。
- (2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。
- (3) 専攻の使命・目的に沿って高度な専門職業人を育成するために、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知していること。その知識・能力には、下記の(i)～(vi)が含まれていること。
 - (i) 当該専攻が対象とする技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に応用できる能力
 - (ii) 当該専攻が対象とする技術分野において、複合的な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力
 - (iii) 当該専攻が対象とする技術分野に関する基礎的素養
 - (iv) 繙続的に学習できる能力
 - (v) 当該専攻が対象とする技術分野に関する実務を行なうために必要なコミュニケーション能力、協働力、マネジメント力などの社会・人間関係スキル
 - (vi) 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度
また、当該専攻がその特色として、(i)～(vi)以外の知識、能力を修得・涵養させているときには、これを明示していること。
- (4) 研究科及び専攻（以下「研究科等」という）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。

基準2 学生受け入れ方法

- (1) 学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学（編入学・転入学を含む）させるため、入学者の受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。

基準3 教育方法

- (1) 教育課程の編成および実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。また、カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に意を用いていること。
- (2) 学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。
- (3) カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インナーシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。
- (4) カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。
また、シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示し、それに従って教育および成績評価を実施していること。
なお、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけではなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること。
- (5) 学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築、学生および教員への仕組みの開示、およびその仕組みに従った活動の実施に努めていること。
- (6) 授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっていること。
- (7) 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定していること。
- (8) 1年間の授業を行なう期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間を単位としたものとなっていること。
夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行なっていること。
- (9) 多様なメディアを利用して遠隔授業を行なう場合は、その教育効果が十分期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。
- (10) 通信教育によって授業を行なう場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。
- (11) 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行なう場合、実習先が十分確保されていること。

また、実習等の計画・指導・成績評価等に関し、実習先との連携体制が適切なものとなっていること。

基準4 教育組織

- (1) 教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行なわれるよう、教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていること。
- (2) カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と、事務職員等からなる教育支援体制が存在していること。
- (3) 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。
- (4) 専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っていること。
- (5) 法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること。
- (6) 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。
 - (i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者
 - (ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者
 - (iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者
- (7) 専任教員のうちおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。
- (8) 主要な授業科目は、原則として専任教員(教授または准教授)が担当していること。
- (9) 専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していること。
- (10) 専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。
- (11) 科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していること。
- (12) 2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも1名以上置いていること。
- (13) 教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻にわる教員に開示していること。また、それに従って採用・昇格および評価を実施してい

ること。また、評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていること。

- (14) カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。
- (15) 教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。
- (16) 職員の質的向上を図る仕組み(スタッフ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる職員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。

基準5 教育環境

- (1) 学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していること。
- (2) 夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。
- (3) 専任教員に対して研究室を備えていること。
- (4) 科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当の校地および校舎の面積を増加していること。
- (5) 2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けていること。
- (6) 大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していること。
- (7) 学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行なっていること。
- (8) 学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。
また、通信教育を行なう場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行なわれていること。

基準 6 学習・教育目標の達成

- (1) 学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められ、当該専攻にかかる学生および教員に開示していること。またそれに従って修了認定を実施していること。
- (2) 修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していること。
- (3) 在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。
- (4) 当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものであること。
- (5) 授与する学位の名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものであること。

基準 7 教育改善

- (1) 当該専攻は教育システムが基準 1～6 を満たしているかを点検・評価する仕組みを有すること。
- (2) 点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。
- (3) 定期的な点検・評価の結果は刊行物等によって、積極的に学内外に公表していると。
- (4) 定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、有効な活動の実施に努めていること。

基準 8 特色ある教育研究活動

- (1) 特色ある教育研究の進展に努めていること。

別紙2

産業技術系専門職大学院認証評価に関する規程

平成 21 年 10 月 13 日決定

平成 25 年 1 月 18 日改定

平成 29 年 10 月 23 日改定

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本技術者教育認定機構（以下、機構という）の定款第3条第2項の規定に基づき、産業技術系の専門職大学院の認証評価を行うために、この規程を定める。

第2条 この規程において認証評価とは、学校教育法第109条第3項に規定する認証評価をいう。

2 前項の認証評価においては、機構の定める産業技術系専門職大学院基準に基づいた評価および同基準に適合しているか否かについての適格認定を行なう。

第3条 産業技術系の専門職大学院は、開設年度の翌年度以降、認証評価を受けることができる。

第4条 産業技術系の専門職大学院を設置する大学から認証評価の申込みがあったときは、会長は、直ちに認証評価委員会の委員長に認証評価を委嘱する。

第5条 産業技術系の専門職大学院は、専攻を開設してから5年以内に最初の認証評価を受けるものとする。

2 産業技術系の専門職大学院は、直近の認証評価を受けてから、5年以内に次の認証評価を受けるものとする。

第6条 認証評価は、機構が定める「産業技術系専門職大学院基準」および「評価基準の解説」に基づいて行う。

2 認証評価は、機構が定める「認証評価の手順と方法」に従い、書面調査および実地調査により行う。認証評価に必要な書式は機構が別に定める。

3 機構の認証評価を受ける専門職大学院は、機構が定める「自己評価書作成の手引き」および「自己評価書様式」に従い、自己評価書（本文編および引用・裏付資料編）を作成し、機構に提出するものとする。

第2章 認証評価委員会

第7条 認証評価を行なうために、専門職大学院認証評価委員会（以下、認証評価委員会という）をおく。

第8条 認証評価委員会に委員長、副委員長各1名をおく。

- 2 委員長は理事会が選任し、会長が委嘱する。副委員長は委員長が、委員の中から指名する。
- 3 委員長は、認証評価委員会の職務を管掌する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員長が機構の理事ではない場合、担当理事をおく。
- 6 委員は委員長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

第9条 認証評価委員会は10名の委員をもって構成する。

- 2 前項の委員のうち、原則として5名については、産業技術分野大学院に所属する教員の中から選出する。ただし、そのうち1名以上は専攻分野における実務家教員をあてる。
- 3 第1項の委員のうち、原則として3名については、産業技術分野の専門職能団体が推薦した実務経験者の中から選出する。
- 4 第1項の委員のうち、原則として2名については、外部の有識者を選出する。
- 5 委員に欠員が生じた場合、委員長はその選出区分に応じ、これを補充する。
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 認証評価委員会は委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上からの要求があるときは、委員長は認証評価委員会を招集しなければならない。

- 2 認証評価委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 認証評価委員会の決定は、出席委員の過半数をもって行い、可否同数のときは委員長が決定する。

第11条 認証評価委員会の委員は、その所属する大学の専門職大学院の認証評価に関わる審議に加わることができない。

- 2 前項に該当する委員がいる場合、当該委員は第10条第3項の決定に加わることはできない。

第12条 認証評価委員会委員は、代理人をもってこれにあてることはできない。

第3章 評価チーム

第13条 専門職大学院専攻の認証評価のための実務（書面調査および実地調査）を行なうために、認証評価委員会の下に、専攻ごとに評価チーム（以下、評価チームという）をおく。

第14条 各評価チームは、3名乃至5名の評価員で構成する。評価チームは認証評価委員会が構成して委嘱する。

- 2 前項の評価員のうち、少なくとも 2 名は、当該専攻分野の大学院における教育経験を有する者とし、原則として、このうち 1 名以上は当該専攻分野の専門職大学院の専任教員とする。
- 3 第 1 項の評価員のうち 1 名は当該専攻分野の実務経験を有する者とする。
- 4 評価チームには、必要に応じてオブザーバを追加できる。
- 5 評価員に欠員が生じた場合、認証評価委員会は、その評価員の選出区分に応じ、第 2 項および第 3 項の手続きに従い、これを補充する。
- 6 評価員およびオブザーバの任期は申請専門職大学院専攻の認証評価が終了するまでの期間とする。
- 7 申請専門職大学院専攻の関係者は、その所属する大学の書面調査および実地調査を行なう評価チームに加わることができない。

第15条 各評価チームには、それぞれ 1 名の主査をおく。

- 2 主査は、認証評価委員会が、評価チームの評価員の中から指名する。

第16条 評価員およびオブザーバは、代理人を持ってこれにあてることはできない。

第4章 認証評価プロセス

- 第17条 認証評価を受けようとする専攻（以下、申請専攻という）は、毎年指定の期日までに、認証評価申請書を、所定の「自己評価書」とともに機構に提出しなければならない。
- 2 申請専攻は、認証評価委員会または評価チームから、前項以外の追加資料の提示又は提出を求められたときは、これを提示又は提出しなければならない。
 - 3 認証評価委員会および評価チームは、評価と無関係な追加資料の提出を申請専攻に求めはならない。
 - 4 認証評価基準を満たしていることの説明責任は申請専攻にある。

第18条 認証評価委員会は評価チームを構成し、申請専攻に通知する。

- 2 申請専攻は、認証チームの構成員が利益相反等に該当する等、正当な理由がある場合は、通知を受領した日から 2 週間以内に、認証評価委員会委員長に対して文書で調整を申し立てることができる。
- 3 認証評価委員会は調整の申し立てを審議し、必要に応じて評価チームの構成を変更し、申請専攻に伝える。

第19条 機構は、認証評価委員会委員、評価員に対し、適切な方法で評価の実務に関わる研修を行う。

第20条 申請専攻は、認証評価委員会が評価を開始した日以降は、申請の取り下げを行うことはできない。但し、認証評価委員会が相当の事由があると判断したときは、申請専攻の申

し入れにより、申請の取り下げを認めることができる。

- 2 前項の申し入れは、文書により会長宛に行なわなければならない。

第21条 評価チームは、自己評価書の書面調査をもとに、「書面確認書」を作成し、申請専攻に提示する。

第22条 評価チームは「書面確認書」に基づき、実地調査を行う。

- 2 実地調査には、原則として、評価チームを構成する評価員およびオブザーバの全員が参加する。
- 3 申請専攻は、実地調査時に「書面確認書」に対する見解を文書によって評価チーム主査に提出することができる。

第23条 主査は、書面調査および実地調査をもとに、指定の期日までに「評価チーム報告書」を作成し、認証評価委員会に提出する。

第24条 認証評価委員会は、提出された「評価チーム報告書」に基づき、「認証評価報告書(案)」を作成する。

- 2 認証評価委員会は、前項の「認証評価報告書(案)」の作成にあたり、当該評価チームの主査に出席を求めることができる。ただし、主査が出席できない場合、主査が指名する当該評価チームの評価員をもって、これにあてることができる。

第25条 認証評価委員会委員長は、前条の「認証評価報告書(案)」を申請専攻に提示しなければならない。

- 2 申請専攻は、「認証評価報告書(案)」を受領した日から2週間以内に、機構に対して、文書によって、「認証評価報告書(案)」に対する事実誤認および誤記等に関する意見申立を行うことができる。
- 3 前項の意見申立があった場合、認証評価委員会委員長は、認証評価委員会を開催し、意見申立の当否を審議しなければならない。認証評価委員会は、必要に応じ、「認証評価報告書(案)」の修正を行う。
- 4 意見申立の採用もしくは不採用は、その理由とともに「「認証評価報告書(案)に関する意見申立に対する回答」として、申請専攻に速やかに伝えられなければならない。

第26条 認証評価委員会委員長は、前条の手続きの後、「認証評価報告書(案)」を理事会に提出する。

第27条 理事会は、認証評価の手続きが適正に行われたことを確認し、「認証評価報告書」を決定する。ただし、申請専攻の現職の関係者は、理事会の審議・決定に加わることができない。

- 2 申請専攻が第28条に規定する異議申立を行った場合、理事会は「異議申立に対する裁決」の決定後に「認証評価報告書」を決定する。

第5章 異議申立審査会

第28条 「認証評価報告書（案）」において、産業技術系専門職大学院基準に適合しているとの認定を得られなかった申請専攻は、その結果について、「認訟評価報告書（案）」を受領してから4週間以内に、会長宛に文書によって異議申立を行うことができる。

第29条 異議申立審査を行うために、理事会の下に異議申立審査会をおく。

- 2 異議申立審査会は、5名の委員をもって構成する。
- 3 前項の委員のうち、代表理事たる副会長1名のほか、1名については機構の理事または監事から、3名については外部の有識者または大学院当該分野の専任教員から理事会が選出し、会長が委嘱する。
- 4 異議申立審査会の委員はいずれも、第8条に規定する認証評価委員会委員、および第14条に規定する評価員を兼ねることができない。
- 5 申請専攻の現職の関係者は、異議申立審査会の審議に加わることができない。
- 6 委員に欠員が生じた場合、理事会は、その選出区分に応じ、第3項の手続きに従い、これを補充するものとする。
- 7 委員の任期は異議申立の審査が終了するまでとする。
- 8 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第30条 異議申立審査会に委員長1名をおく。

- 2 委員長は、代表理事たる副会長をもってこれにあてる。
- 3 委員長は、異議申立審査会の職務を管掌する。

第31条 異議申立審査会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 異議申立審査会の裁決は、出席委員の過半数をもって行い、可否同数のときは、委員長が決定する。

第6章 異議申立審査プロセス

第32条 異議申立は、「認証評価報告書（案）」に示された「産業技術系専門職大学院基準に不適合」との認定について、異議の根拠となる関連資料を付して行うことができる。

- 2 異議申立審査会が必要と判断した場合、申請専攻から意見を聴取し、申請専攻への実地検証を行うことができる。

第33条 異議申立審査会委員長は、「異議申立に対する裁決（案）」を作成し、理事会に提出しなければならない。

第34条 理事会は、「異議申立に対する裁決（案）」を尊重しつつこれを審議し、「異議申立に対する裁決」を決定する。

第7章 適格認定証

第35条 機構は、認証評価の結果、適格認定を行った申請専攻に対して、適格認定証を交付する。

第8章 認証評価結果等の公表

第36条 機構は、第 27 条に規定する理事会による決定の後、速やかに文書によって「認証評価報告書」を申請専攻へ通知する。

- 2 機構は認証評価報告書を公表する。
- 3 認証評価報告書は、申請専攻の自己評価書（本文編）とともに機構のホームページ等に掲載する。
- 4 学校教育法第 110 条第 4 項に従い、「認証評価報告書」を文部科学大臣に報告する。

第37条 機構は、第 34 条に規定する理事会による決定の後、速やかに文書によって「異議申立に対する裁決」を申請専攻へ通知する。

- 2 異議申立に対する裁決は、申請専攻の「異議申立書」とともに機構のホームページ等に掲載する。

第9章 改善報告

第38条 適格認定を受けた申請専攻は、「認証評価報告書」を受け取ってから 2 年以内に、「弱点」と判定された項目についての「改善報告書」を会長宛に提出しなければならない。

- 2 適格認定を受けた申請専攻は、「認証評価報告書」を受け取ってから 2 年以内に、「懸念」と判定された項目についての「改善報告書」を会長宛に提出することができる。

第39条 認証評価委員会は、「改善報告書」を検討、審議し「改善報告書検討結果」を決定する。

- 2 認証評価委員会は、「改善報告書検討結果」の決定後、速やかにこれを当該認定大学に通知する。

第10章 重要な変更の取扱い

第40条 機構の適格認定を受けた専攻は、次の認証評価を受ける前に、当該専攻の教育課程または教員組織に重要な変更があったときは、変更に関わる事項について会長宛に届け出なければならない。

第41条 前条の届出があったときは、認証評価委員会は、当該専攻の意見を聴いた上で、必要に応じ、当該専攻の「認証評価報告書」に当該事項を付記する等の措置を講ずる。

第11章 基準専門委員会

第42条 認証評価委員会は、「産業技術系専門職大学院基準」、「評価基準の解説」、「認証評価の手順と方法」、「自己評価書作成の手引き」、「自己評価書様式」等（以下、評価基準等という）の改定を行うために基準専門委員会をおくことができる。

第43条 基準専門委員会は、認証評価委員会が委嘱した5名乃至10名の委員をもって構成する。

- 2 前項の委員には、産業技術分野大学院の教員、産業技術分野の専門職能団体が推薦した実務経験者および外部の有識者を含むものとする。
- 3 委員に欠員が生じた場合、認証評価委員会はこれを補充する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第44条 基準専門委員会に委員長1名をおく。

- 2 認証評価委員会は、前条に規定する委員の中から委員長を指名し、会長が委嘱する。
- 3 委員長は、基準専門委員会の職務を管掌する。

第45条 基準専門委員会は、評価基準等の改定案を作成する。

- 2 前項に掲げる評価基準等の改定案のうち、「産業技術系専門職大学院基準」については、認証評価委員会の承認を得た後、理事会が決定する。それ以外については、認証評価委員会の承認による。

第46条 基準専門委員会は、産業技術系専門職大学院基準の改定を行うにあたり、その過程の公平性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表し、パブリック・コメントを求める等の必要な措置を講じる。

- 2 機構が評価基準等を改定したときは、改定箇所を明示するとともに、改定された評価基準等の適用年度、経過措置の有無等必要な説明とともに、改定後速やかに機構の適格認定を受けた専攻に通知するとともに、機構のホームページ等電子媒体による公告を行う。

第12章 倫理綱領、利益相反、守秘義務、個人情報保護

第47条 認証評価委員会委員、評価員、オブザーバならびに異議申立審査会委員（以下、評価関係者という）は、認証評価を通じて、産業技術系の専門職大学院専攻の質的向上とその教育研究の改善に貢献することを使命とし、公正誠実かつ倫理的に評価活動に従事しなければならない。

- 2 評価関係者および基準専門委員会委員の要件は別に定める。

第48条 評価関係者は、利益相反あるいはその可能性を避け、該当する事実がある場合には機構に申し出なければならない。

- 2 利益相反あるいはその可能性に該当する事実には以下の場合が含まれる。

- ① 申請専攻における現職および過去の教職員、名誉教授、現職の非常勤講師および非常勤職員、卒業生、採用予定者
- ② 申請専攻が属する大学における教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画している、または参画していた場合
- ③ 金銭的利害や個人的利害がある場合
- ④ 公正な評価に影響を与える可能性のあるその他の理由がある場合

第49条 評価関係者は、評価活動を通じて収集した情報を産業技術系の専門職大学院の認証評価以外の目的に使用してはならない。

第50条 評価関係者は、申請専攻が提出した諸情報および実地調査、その他の評価活動を通じて得られた情報を、漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、評価活動終了後も継続する。

2 前項の義務は、次の各号については適用されない。

- ① 評価関係者として委嘱されているという事実
- ② 公表を前提として機構が作成した刊行物その他の資料
- ③ 当該年度の評価結果が機構から公表された後における、当該年度の認証評価に従事したすべての評価関係者の氏名および所属機関

第51条 評価関係者は、機構から送付された申請専攻に関する資料を、評価活動終了後、速やかに機構に返却しなければならない。

第52条 機構は、申請専攻が提出した諸資料について、次回以降の認証評価のために1部保存するほかは、外部に漏洩することのないよう、適切な方法で廃棄処分する。

第53条 機構は、評価活動の過程で取り扱う個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止等、安全管理のために必要な措置を講じる。

第13章 認証評価手数料及び会計

第54条 申請専攻は、その申請にあたり、認証評価手数料を指定された期日までに納入しなければならない。

第55条 納入された認証評価手数料は、特段の事由のない限りこれを返還しない。第20条第1項に規定する相当な事由により、申請の取り下げを認めたときも、同様とする。

第56条 認証評価手数料については別に定める。

第57条 認証評価事業の会計は、機構の一般会計と区分した独立会計によるものとする。

第14章 雜則

第58条 委員会等の運営等についての必要な細則は別に定める。

第59条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

第15章 附則

第60条 (施行日) この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。